

平成 20 年 2 月 14 日

5 号機洗濯設備乾燥機排気ダクトの構外への持ち出しについて

定期検査中の 5 号機サービス建屋において、平成 20 年 2 月 13 日、過去に撤去済みの洗濯設備乾燥機*¹につながっていた排気ダクトの一部(非管理区域*²設置部分。以下、当該ダクト)が撤去され、本来発電所構内で保管*³されるべきところ、構外に持ち出されていたことを確認しました。

当該ダクトは洗濯設備乾燥機の排気に使用していたものであるため、内面に放射性物質による汚染の可能性が考えられることから、ただちに当該ダクトの残りの部分について汚染検査を実施しましたが、汚染のないことを確認しました。

これまでの調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・当該ダクトは非管理区域に設置されていたために、切断作業の際に、ダクト内面の放射性物質による汚染のないことの確認を行わずに撤去したが、本来はあらかじめ汚染のないことを確認すべきであったこと。
- ・当該ダクトは、管理区域内の洗濯設備乾燥機の排気に使用していたものであり構内保管されるべきものであったが、平成 19 年 6 月に切断され、同年 12 月に構外に持ち出されていたこと。

今後、引き続き調査を行うとともに、調査結果にもとづき必要な対策を講じます。

当該ダクトの残りの部分を測定した結果、汚染が確認されなかったことから、これによる外部への放射能の影響はないものと考えております。

以 上

* 1 洗濯設備乾燥機

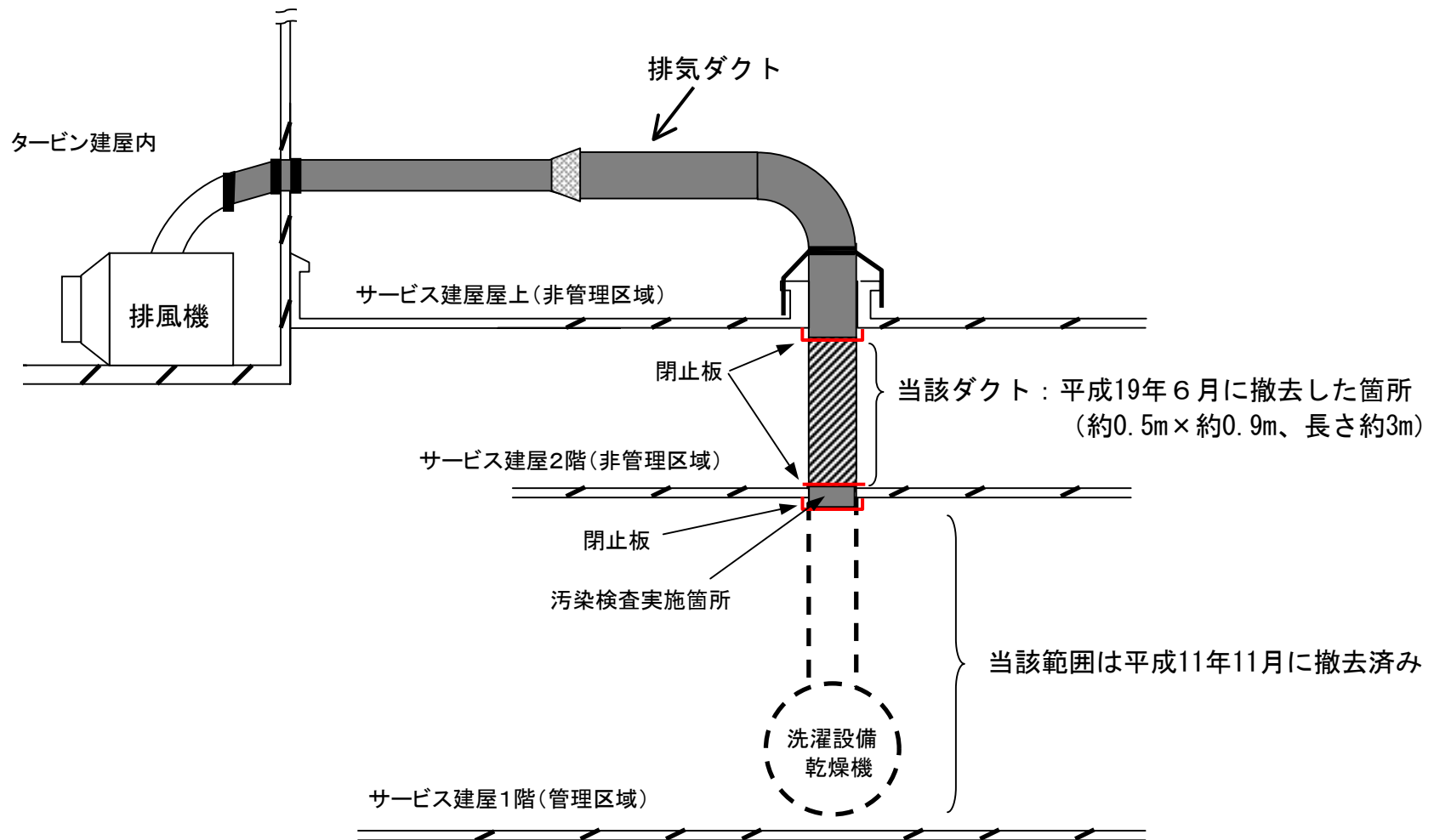
管理区域内で使用した専用の保護衣を洗濯した後、乾燥する設備。

* 2 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

* 3 発電所構内で保管

当社は、管理区域から物品を搬出する場合、放射性物質による汚染がないことを確認した上で搬出しており、再使用する物品以外は発電所の構内で保管することとしている。



5号機洗濯設備乾燥機排気ダクト概要図